

平成29年4月20日

関係各位

碧南市高齢介護課長 山田 昌宏

介護予防・日常生活支援総合事業に関する介護報酬の日割り請求
について(通知)

日頃より介護保険の運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では4月より総合事業を開始しておりますが、介護報酬の日割り計算について介護予防給付とは異なる取り扱いがありますので、お知らせします。

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護では、月途中で契約・利用を開始した場合でも月額包括報酬での請求となっておりますが、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスでは、**月の途中で利用開始の契約を締結した場合は、月額報酬ではなく契約日を起算日とした日割り計算になります。また、月の途中で契約を解除した場合にも、月額包括報酬ではなく契約解除日までの日割り計算になります。**

つきましては、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」（平成27年3月31日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）」より）を参照の上、当該日割り算定にかかる適用についてご対応くださいますようお願い申し上げます。合わせて、サービスコードA3及びA7につきましても日割りコードを設定しましたのでご確認ください。

担 当 高齢介護課介護保険係・久保
電 話 0566—41—3311（内線343）